

宮古島市 (避難実施要領の概要)

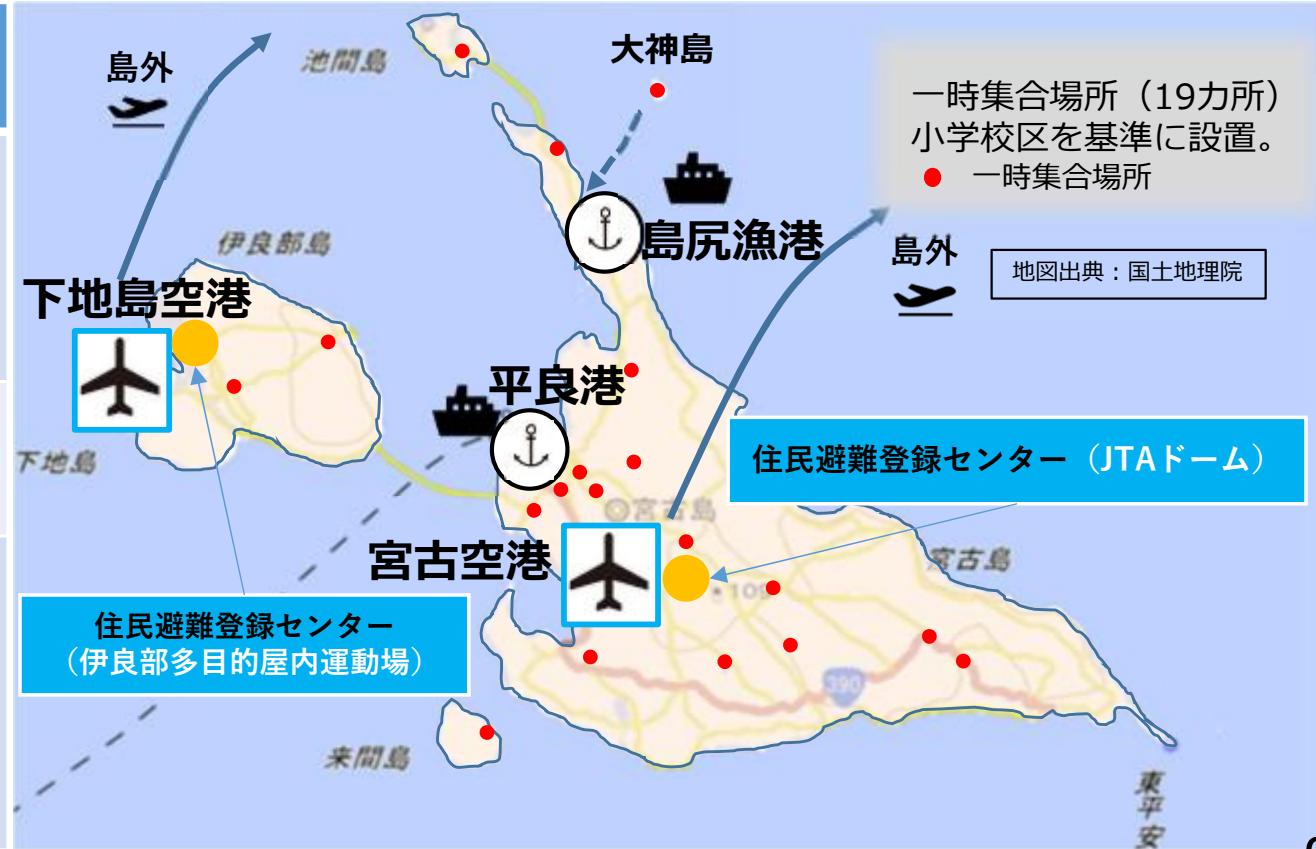
※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

避難誘導の方法（全般的方針）

- 本市住民及び滞在者等の島外避難（宮古島→鹿児島県 直行）については、国・県で確保した航空機等の運航計画に合わせ、島内輸送機関と調整しバスによる宮古空港（1日あたり6,645人）、下地島空港（1日あたり3,540人）への避難者の輸送を行う。
※二次離島となる大神島島民については、船舶により宮古島本島までの輸送を行う。
- 要配慮者の搬送については、本人への負担軽減の観点から、可能な限り航空機による避難を基本とするが、身体状況等により一般航空機による避難が困難な要配慮者については船舶等避難とする。
- 避難施設（一時集合場所）を小学校区単位で開設。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 避難単位は、両空港の輸送能力に応じ、学区別、行政区別で振り分ける。（詳細は4ページ）
※多良間島からの避難者については、宮古空港へ輸送。
- 要配慮者については、地区分けはせず、柔軟に対応。
- 住民は、国・県が確保した航空機の運航計画に合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）→各空港へ市で確保したバスで輸送。



島外輸送計画

- 国・県が調達した航空機・船舶の運航計画に基づき、6日程度で全住民が島外避難。
- 国・県で避難先での宿泊施設を確保。

島内輸送計画

- 国・県が確保した航空機の運航計画に合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）→各空港へ市で確保したバスで輸送。
- 大神島島民は島尻漁港（船舶）を経由し、空港までバスで輸送。
- 大型バス最低必要数 宮古空港行き 19台、下地島空港行き 12台 計 31台
- 各学区単位で一時集合場所（避難施設を兼ねる）を開設。
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。要配慮者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、グラウンド等、市の別途指定する駐車場に駐車。
- 避難者の受付は住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）で行う。
- 要配慮者の搬送については、要配慮者の搬送区分（7分類）に応じ、国・県で確保した航空機及び船舶、ヘリの運航計画に合わせ、宮古空港、平良港へ搬送。

残留者の確認方法等

- 確認者：職員、消防団、警察、自治会長等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難実施要領の通知・伝達要領・残留者の確認方法等

- 市は防災行政無線、市HP、公式SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook等）、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達
- 宮古島警察署は交番、駐在所、パトカー等で勤務員が拡声器や表示を活用し、的確かつ迅速に伝達
- 住民に正確かつ積極的に情報を発信するため、広報を一元化し、県と連携した広報体制を構築する。

避難者数（要配慮者、入域者含む）、避難の実施単位の考え方

訓練用

避難者数は、下記の表のとおり。

一時集合場所を避難施設も兼ねて設置。

避難対象者数が58,585名（R4.3月時点）に対し、一日あたりの輸送力（航空+船舶）は約10,815名。平良地区以外の地区（城辺、上野、下地、伊良部地区）であれば、一日で地区単位の避難が可能なため、可能な限り地域コミュニティに配慮する。

宮古島市 行政区別人口等（R4年3月時点 出展：住民基本台帳）

No.	小学校区	人口	圏域外避難・県外避難		移動時間	輸送における必要台数	
			一時集合場所	空港		バス	航空機
1	平良第一小学校	7,979	県立宮古高等学校	宮古空港	10分	178	49
2	北小学校	4,796	北小学校	宮古空港	14分	107	30
3	南小学校	8,522	南小学校	下地島空港	30分	190	49
4	東小学校	7,535	東小学校	宮古空港	12分	168	46
5	久松小学校	3,011	久松中学校	宮古空港	19分	67	18
6	鏡原小学校	3,271	鏡原小学校	宮古空港	5分	73	20
7	西辺小学校	970	西辺小学校	宮古空港	14分	22	6
8	狩俣小学校	852	狩俣小学校	宮古空港	23分	19	6
9	旧大神小学校	24	大神島離	宮古空港	24分	1	1
10	池間小学校	500	池間小・	宮古空港	32分	12	4
11	西城小学校	1,513	城東中学校	宮古空港	15分	34	10
12	城辺小学校	1,607	城辺小学校	宮古空港	19分	36	10
13	福嶺小学校	855	福嶺小学校	宮古空港	23分	20	6
14	砂川小学校	1,559	砂川小学校	宮古空港	13分	35	10

No.	小学校区	人口	圏域外避難・県外避難		移動時間	輸送における必要台数	
			一時集合場所	空港		バス	航空機
15	下地小学校	2,835	下地小学校	宮古空港	10分	64	18
16	来間小学校	157	旧来間小・中学校	宮古空港	18分	4	1
17	上野小学校	3,806	上野小学校	宮古空港	10分	85	24
18	旧伊良部小学校	2,278	旧伊良部小学校	下地島空港	5分	51	13
19	旧佐良浜小学校	2,699	伊良部島小・中学校	下地島空港	11分	60	16
計		54,769	合計			1,217	325

観光客

No.	小学校区	観光客数	圏域外避難・県外避難		移動時間	輸送における必要台数	
			一時集合場所	空港		バス	航空機
1	-	3,816			-	85	24
計		58,585	合計			1,302	349

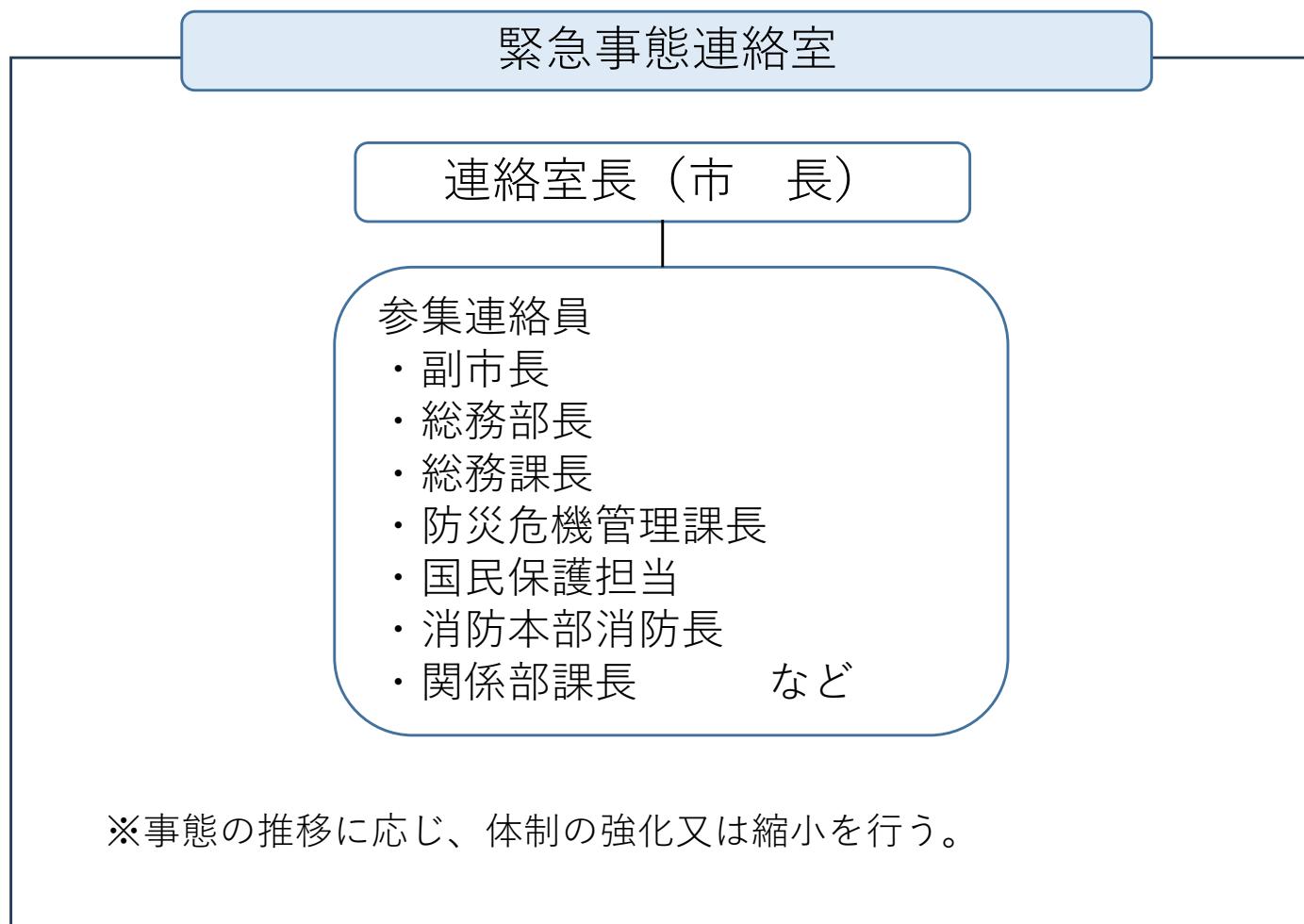
※輸送における必要台数は、バスは1台あたり45人、航空機1機あたり165人（下地島空港 177人）、船舶1隻あたり500人として算出している。

※原則、行政区で区分するが、縁故避難などについては柔軟に対応。

※住民基本台帳 令和4年3月時点で算出。

※行政区ごとに集合時間を分ける。

- 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、防災危機管理課にて「緊急事態連絡室」を設置する。
- 武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を確保する。
- 緊急事態連絡室は、市対策本部のうち、防災危機管理課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

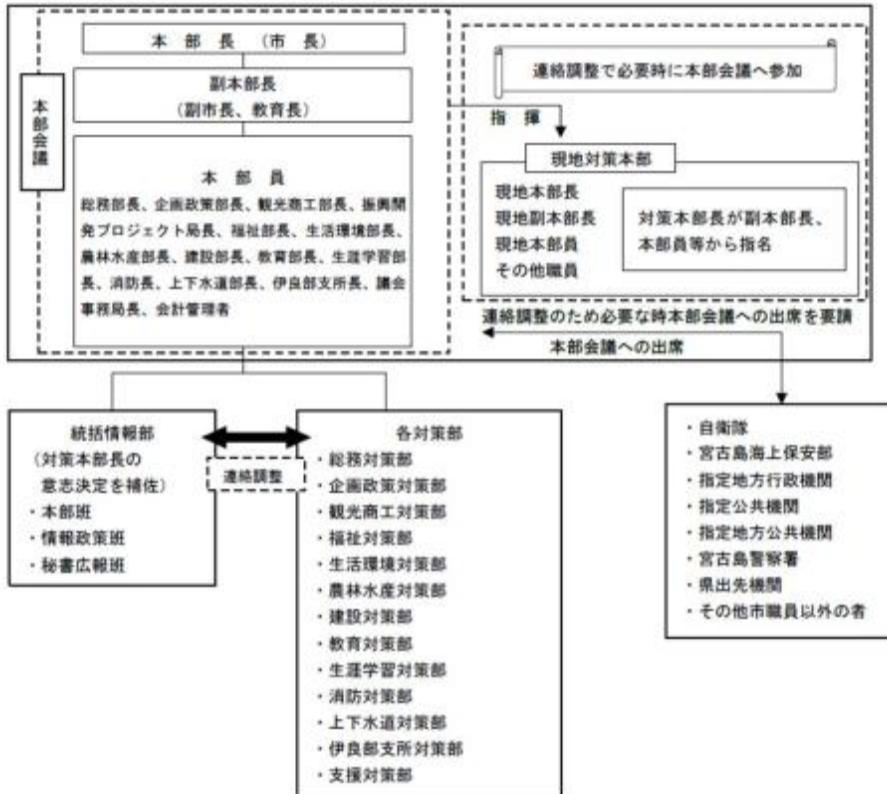


国民保護措置の実施体制（宮古島市）事態認定後（案）

- 宮古島市では、宮古島市国民保護計画に基づいて、市国民保護対策本部の組織・運営について定めている。
- 市国民保護対策本部は、15の部を設置する。
- 対策本部の連絡調整として統括情報部の班を設置し、対策本部長の意思決定を補佐する。



市国民保護対策本部の組織構成



宮古島市国民保護計画（平成31年2月修正）から主要な部局を引用

部名	部長	分掌事務
総務対策部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 市有車両等の管理及び配車に関すること。 庁舎の防災及び保全対策に関すること。 武力攻撃災害対策の予算措置に関すること。 各部被害状況の調査収集及び報告に関すること。 被災者に対する市税の減免、徴収猶予に関すること。 市対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 義援金等の受入れ、管理・保管に関すること。 状況に応じ、本部長の指示により結成され、遺体安置所の開設、遺体の収容、安置全般に関すること。
企画政策対策部	企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> 所管の被害調査及びその対策に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 救援物資等の受入及び配給に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。
観光商工対策部	観光商工部長	<ul style="list-style-type: none"> 観光・商工物産関係の調査及びその対策に関すること。 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関すること。 観光客への情報提供及び避難誘導、帰宅支援に関すること。 外国人観光客の被害状況調査及び収集に関すること。 通訳ボランティアの受入に関すること。 交流推進関係の調査及びその対策に関すること。 被災者への食料、生活必需品の調達及び配給に関すること。
福祉対策部	福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難誘導及び災害支援対策に関すること。 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 社会福祉施設等の被害状況等の把握に関すること。 一般ボランティア及び介護業務に係る専門ボランティアの受入れに関すること。 身体障がい者、知的障がい者等避難行動要支援者の誘導及び災害支援対策に関すること。 市内の関係機関・団体（介護施設、障がい者等）との連絡調整に関すること。 児童・母子等の災害支援対策に関すること。 高齢者等避難行動要支援者の避難誘導及び災害支援対策に関すること。

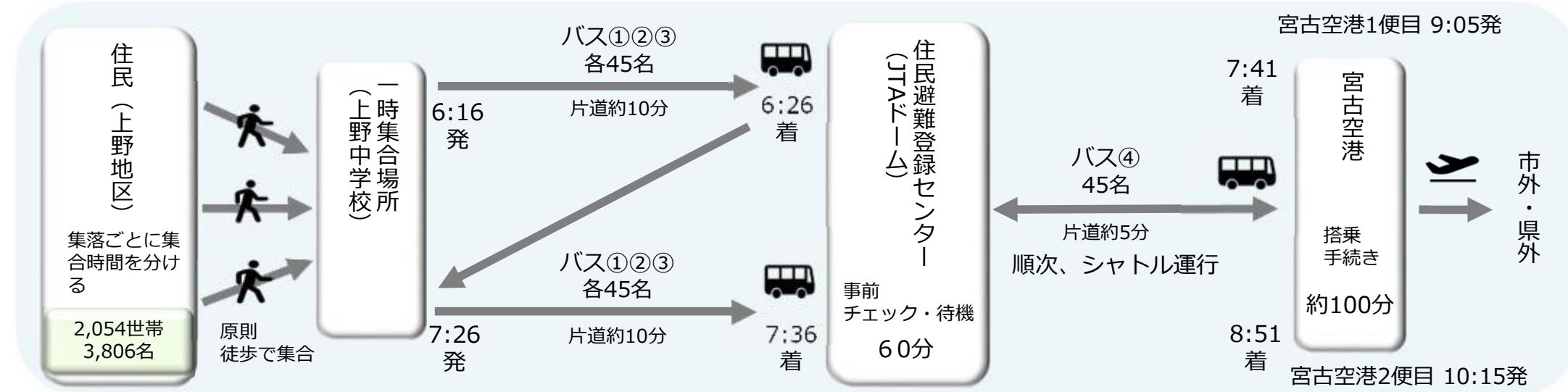
島内・島外輸送計画の全体イメージ

島内輸送計画のイメージ（宮古空港へのバス輸送）※JTAドーム経由

訓練用

例えば、一時集合場所からの住民避難登録センターまでの移動時間が10分の場合、大型バス3台でピストン輸送し住民避難登録センターへ。住民避難登録センターから宮古空港へは、前さばきが完了した者から順次、大型バス1台でシャトル運行。

事前チェック（前さばき）間の待機時間のロスや休憩時間の確保を考慮し一時集合場所⇒JTAドームとJTAドーム⇒空港間でバスを分けて運行。※移動時間 片道10分、乗降時間 各10分、事前チェック・待機 約60分、保安検査 1レーン（1レーン1時間あたり約150人）



宮古空港3番スポットバス運行表 ※JTAドーム経由あり

	島内輸送計画										島外輸送計画					備考	
	10分		バス①	バス②	バス③	30分	30分	5分		バス④	18分	保安検査制限目安	搭乗制限時刻	機体名	宮古空港発	搭乗定員	
	一時集合場所発	JTAドーム着				事前チェック	JHTC待機	JTAドーム発	空港着		保安検査開始目安						
1	6:16	6:26	○	○	○	6:36	7:06	7:36	7:41	○	7:51	8:27	8:45	B738	9:05	165	多良間①合流
						6:54	7:24	7:54	7:59	○	8:09						
						7:12	7:42	8:12	8:17	○	8:27						
2	7:26	7:36	○	○	○	7:46	8:16	8:46	8:51	○	9:01	9:37	9:55	B738	10:15	165	多良間②合流
						8:04	8:34	9:04	9:09	○	9:19						
						8:22	8:52	9:22	9:27	○	9:37						
3	8:36	8:46	○	○		8:56	9:26	9:56	10:01	○	10:11	10:47	11:05	B738	11:25	165	多良間③④合流
						9:14	9:44	10:14	10:19	○	10:29						
						9:32	10:02	10:32	10:37	○	10:47						

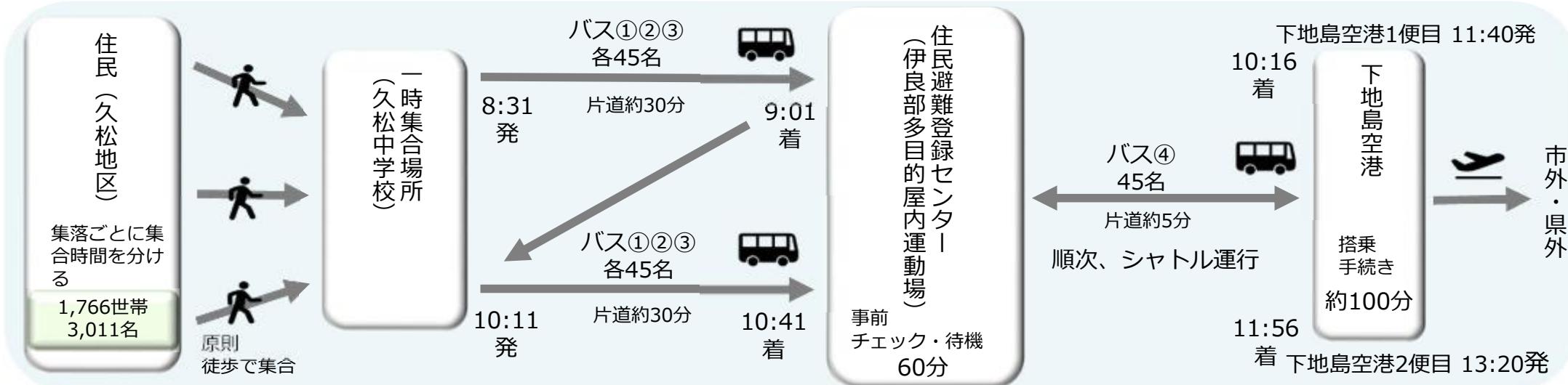
島内輸送計画のイメージ（下地島空港へのバス輸送）※伊良部多目的屋内運動場経由

訓練用

例えば、一時集合場所から住民避難登録センターまでの移動時間が30分の場合、大型バス3台でピストン輸送し住民避難登録センターへ。住民避難登録センターから下地島空港へは、前さばきが完了した者から順次、大型バス1台でシャトル運行。

当初、一時集合場所→伊良部多目的屋内運動場→空港までは同一バスでの運行を想定。事前チェック（前さばき）間の待機時間のロスや休憩時間の確保を考慮し一時集合場所⇒伊良部多目的屋内運動場⇒空港間でバスを分けて運行。

※移動時間 片道30分、乗降時間 各10分、事前チェック・待機 約60分、保安検査 1レーン（1レーン1時間あたり約150人）



下地島空港1番スポットバス運行表 ※伊良部多目的屋内運動場経由あり

	島内輸送計画										島外輸送計画					備考	
	30分		バス①	バス②	バス③	30分	30分	5分		バス④	18分	保安検査制限目安	搭乗制限時刻	機体名	下地島空港発	搭乗定員	
	一時集合場所発	伊良部多目的屋内運動場着				事前チェック	JHTC待機	伊良部多目的屋内運動場発	空港着		保安検査開始目安						
1	8:31	9:01	○	○	○	9:11	9:41	10:11	10:16	○	10:26	11:02	11:20	B738	11:40	177	
	8:49	9:19	○			9:29	9:59	10:29	10:34	○	10:44						
						9:47	10:17	10:47	10:52	○	11:02						
2	10:11	10:41		○	○	10:51	11:21	11:51	11:56	○	12:06	12:42	13:00	B738	13:20	177	
	10:29	10:59	○	○		11:09	11:39	12:09	12:14	○	12:24						
						11:27	11:57	12:27	12:32	○	12:42						
3	11:51	12:21	○	○	○	12:31	13:01	13:31	13:36	○	13:46	14:22	14:40	B738	15:00	177	
	12:09	12:39			○	12:49	13:19	13:49	13:54	○	14:04						
						13:07	13:37	14:07	14:12	○	14:22						

宮古空港の運用方法について(案)

宮古空港実地確認の成果と課題について

概要

- <1. 趣旨> 宮古空港は、駐機スポットを最大限活用するため、臨時に保安検査レーンを増設することを検討しており、増設した保安検査レーンを使用した避難誘導の流れを確認。併せて、同時に2つの動線を運用し、避難住民の適切な区分けや待機場所での適切な誘導方法を確認。
- <2. 日時・場所> 令和7年11月18日（火）21:00～22:30、宮古空港
- <3. 参加状況> 31機関、292名が参加（避難住民役100名、プレイヤー、コントローラー等）

成果

- JTAドームからのバス移動及び誘導動線を2つ同時に運用し、実際の状況に近い形で検証を行うことができた。
- 車いす預入や酸素ボンベ機内持込に係る手順を確認できた。
- 危険物等制限区域の区分けについて、監視員等を活用し、適切な区分けができた（石垣空港での課題）。
- 避難住民の適切な誘導に関し、案内板の設置や搭乗便ごとに色分けしたリストバンドの有効性が確認できた。



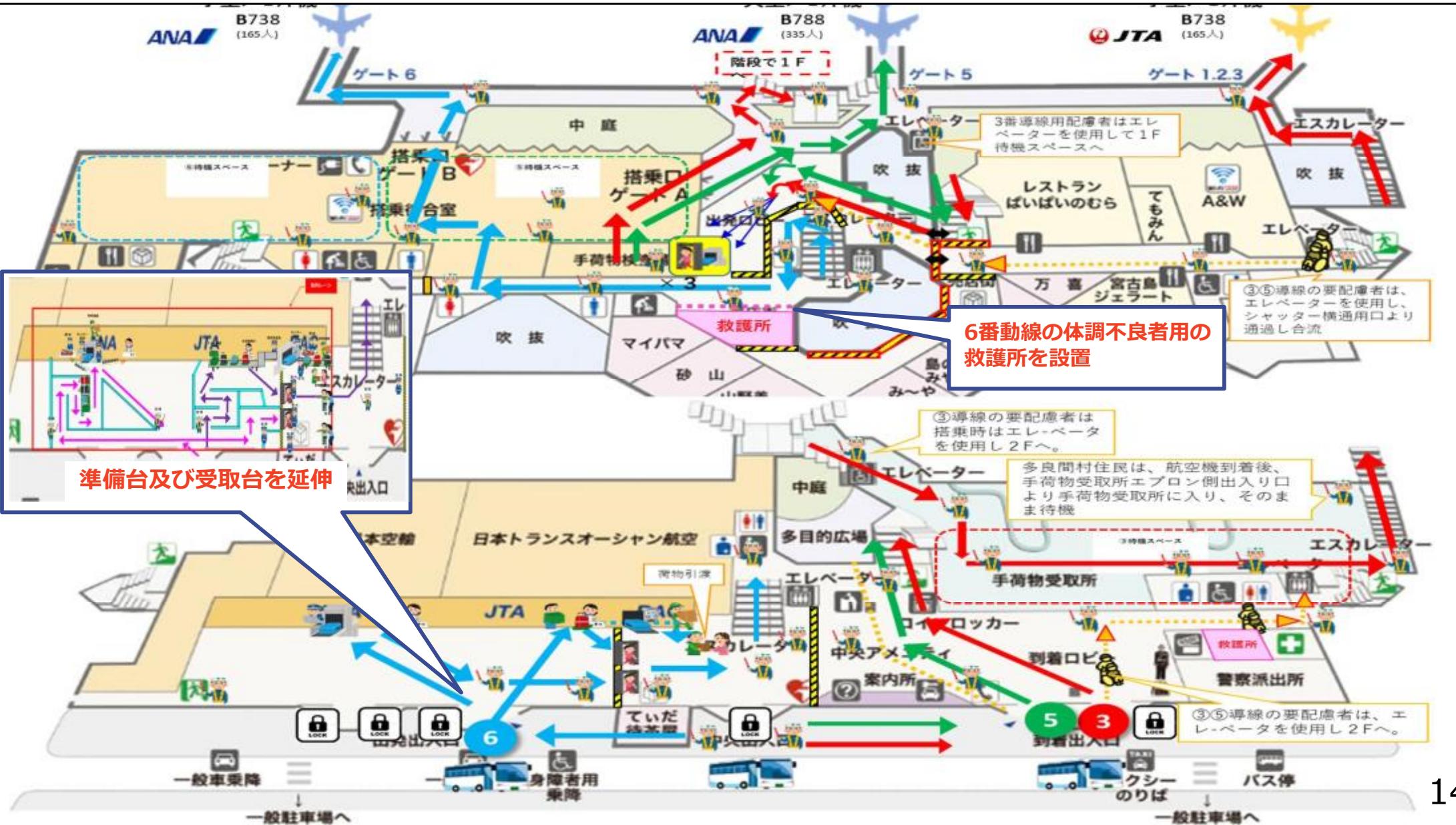
課題

- 保安検査での滞留解消のため、準備台及び受取台の延伸が必要。
- 保安検査の負担軽減のため、保安検査に関する注意事項等について住民への事前周知が必要。
- 避難確認書のQRコードの読み込みに時間がかかっていたため、首掛けカードホルダーの改良など読み取り精度の向上が必要。
- 冬場は長袖等でリストバンドが認識しづらいため、視認性の向上の工夫が必要。
- 各動線がしっかりと区切られているため、動線ごとに救護所の設置検討が必要。
- スムーズな搭乗のため、搭乗順の検討が必要。トイレ（特に要配慮者用）での混雑が予想されるため、誘導や介助方法の検討が必要。
- スムーズな避難誘導のため、エレベーター利用ポリシーの検討が必要。
- 搭乗手続済旅客と搭乗者の一致を確認できるまで出発させられないため、不一致発生時の対応手順の精緻化が必要。
- 6番動線はエスカレーターが無いため、実事案時には避難住民の移動に時間がかかる恐れがあり、継続した誘導要領の改善が必要。

宮古空港実地確認を踏まえた避難誘導の動線・配置（一案）

○ 「宮古空港」での実地確認結果を踏まえた誘導動線は、下記のとおり。

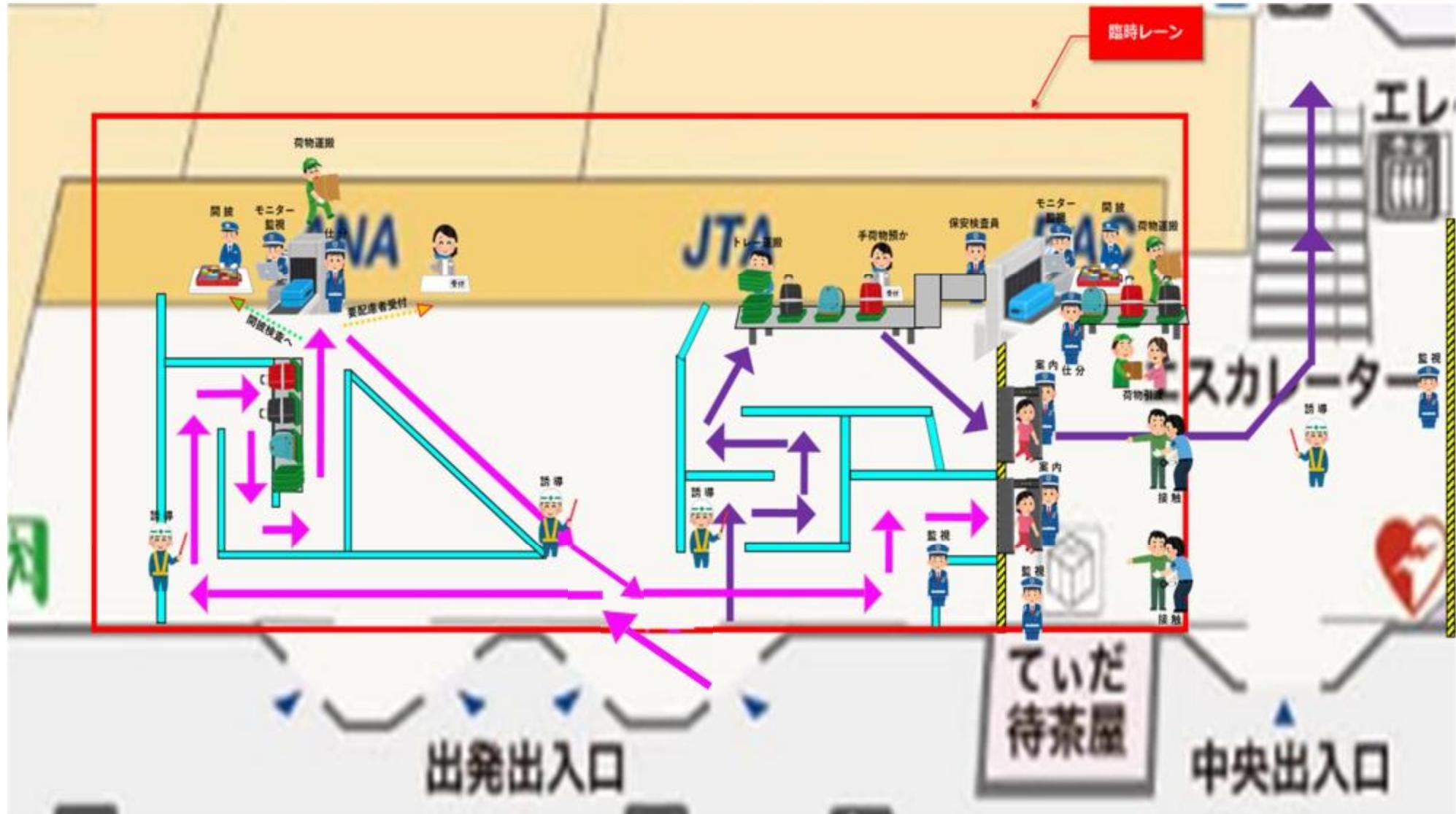
- ① 6番動線の避難者が体調不良となった場合に備え、救護所を増設
- ② 保安検査場所の滞留解消のため、準備台及び受取台を延伸



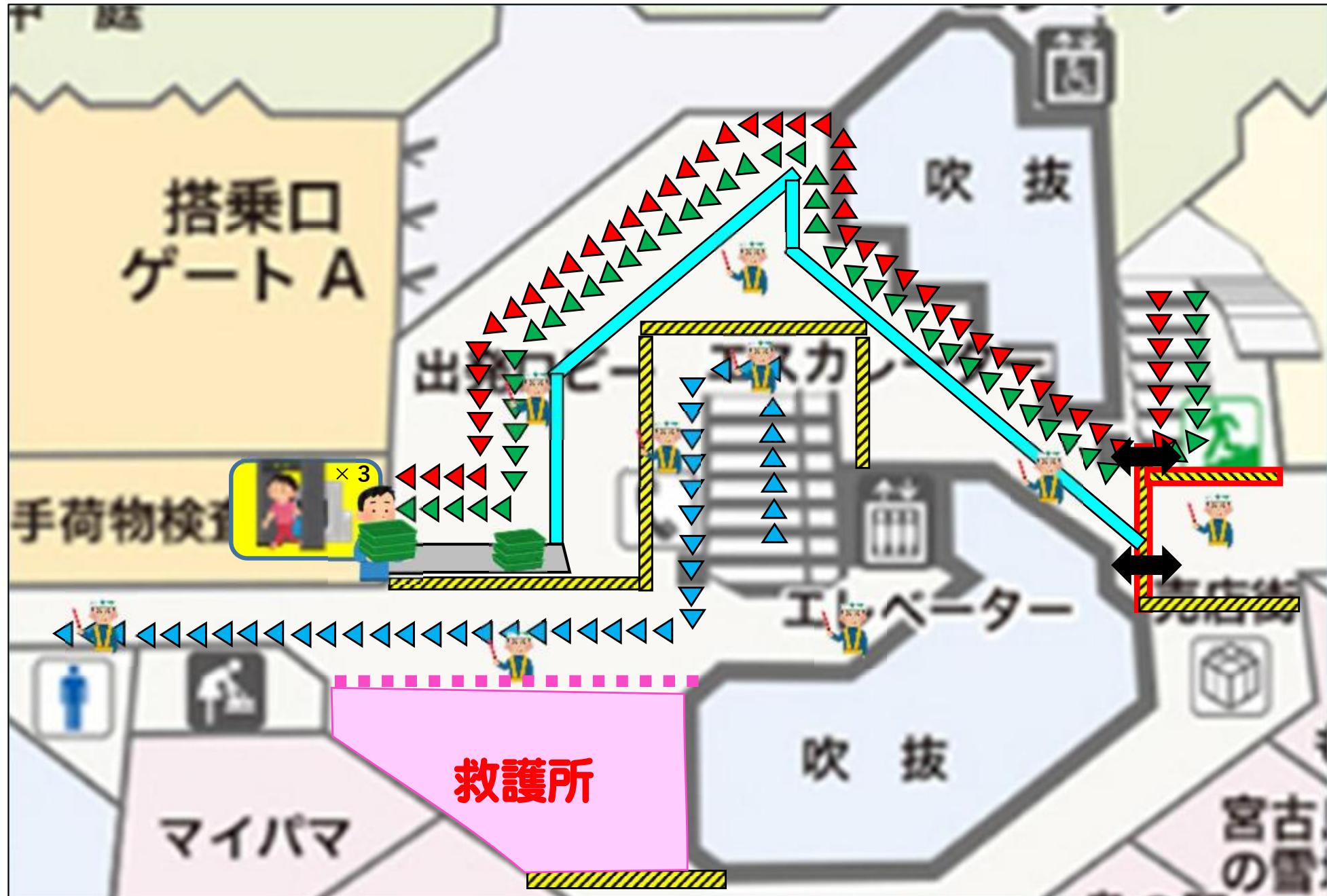
宮古空港実地確認を踏まえた避難誘導の動線・配置 (一案)

【保安検査の方法】

- ・保安検査員は、SAFCO職員を配置する。トレー運搬等、資格を有さなくても行える作業については、宮古島市職員を配置する。
 - ・住民役は1列に並び、BB検査後、ハイジャック検査を受ける。

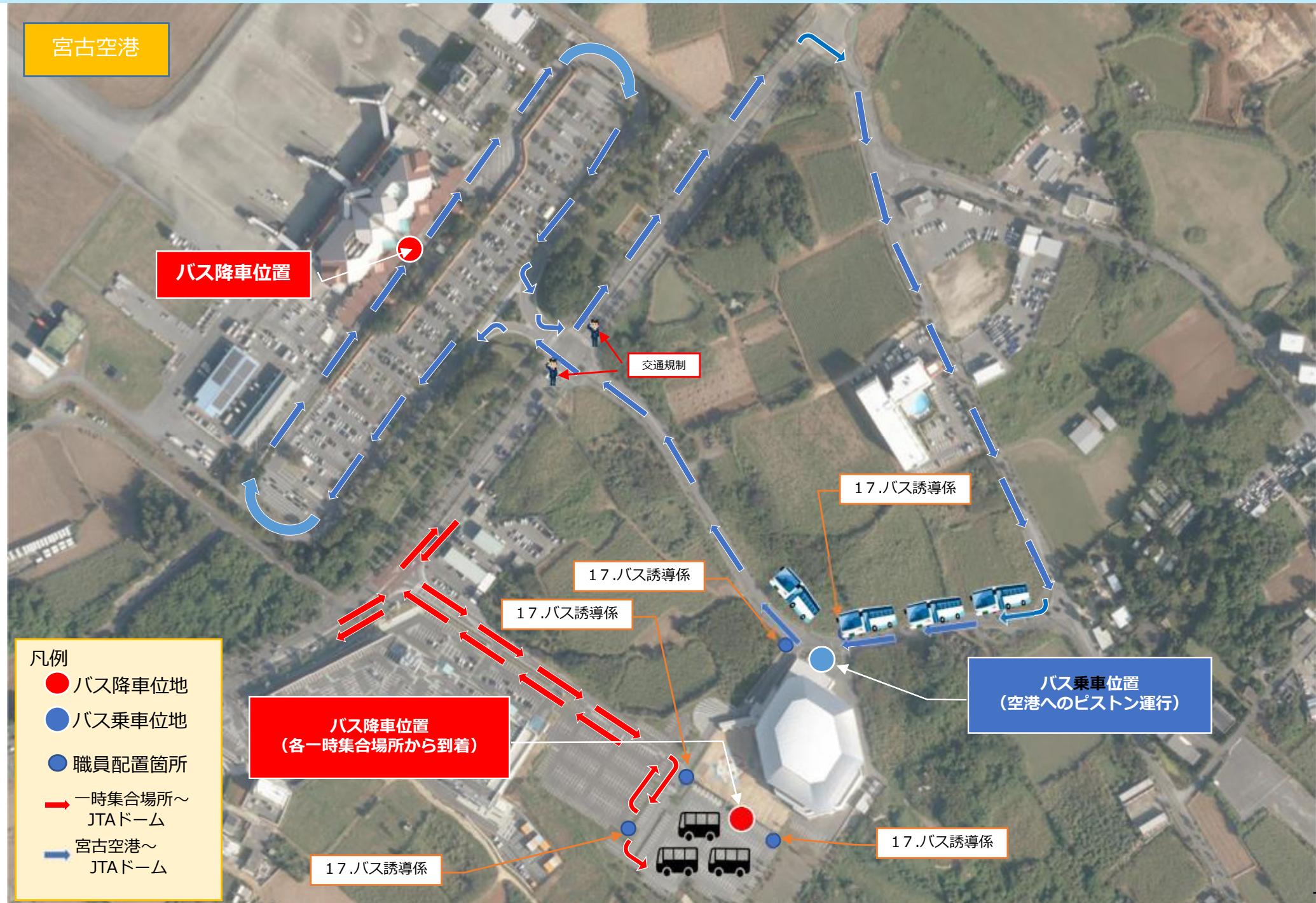


宮古空港内における避難誘導の動線・配置（案）



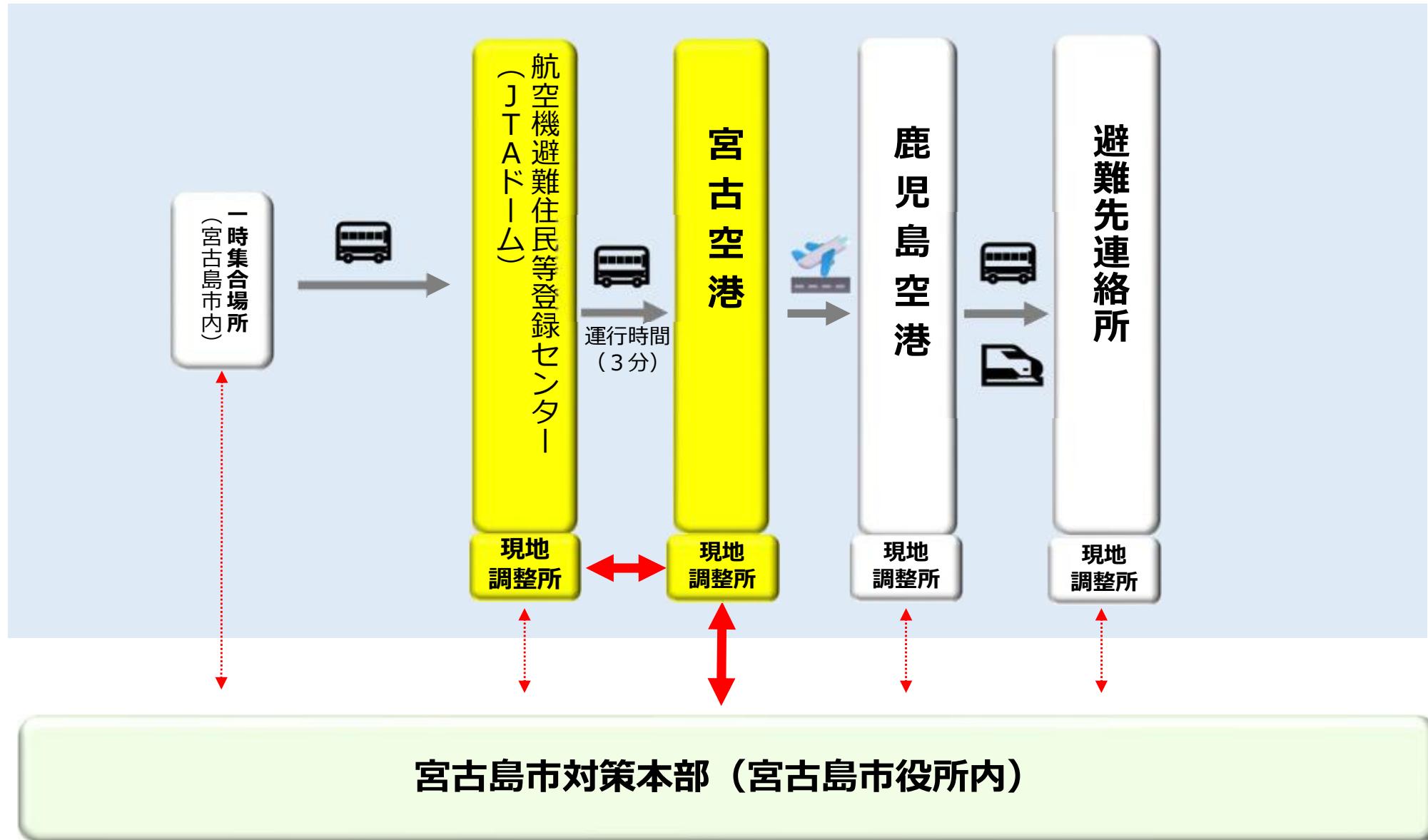
職員配置図及び宮古空港までの輸送ルート（一案）

訓練用



航空機での避難における情報連絡系統の全体イメージ

赤線が連絡系統（実線：今回の実地確認に関する箇所、点線：その他）



情報連絡系統のイメージのために作成したもの。避難誘導の流れ等については、今後の検討で変更となる可能性がある。

JHTCの運用方法について(案)

宮古島市 航空機避難住民等登録センター(JTHC)のレイアウト (一案)

訓練用

各一時集合場所から空港に向かう前にJTAドーム、伊良部多目的屋内運動場において、以下の流れで住民の情報や航空機座席の登録等を行い空港へ向かう。

QR住民登録・荷物の事前確認エリア

JTAドーム

：市役所職員 (100名超必要か)

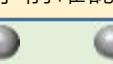
※行動確認書（QRコード）を職員が配布
※手荷物を事前確認エリアで職員が確認



手荷物
事前確認

行動確認書

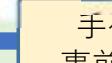
受付



手荷物
事前確認

行動確認書

受付



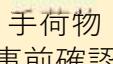
伊良部多目的屋内運動場



手荷物
事前確認

行動確認書

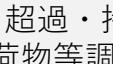
受付



超過・持込
荷物等調整所

行動確認書

受付



※住民票を持たない方は別窓口



※ここまでにトイレ
を済ませておく



航空機座席登録エリア

屋内練習場(土足可)

③搭乗口(738)座席登録

⑤搭乗口(788)座席登録

⑥搭乗口(738)座席登録

①搭乗口(738)座席登録

②搭乗口(738)座席登録

③搭乗口(738)座席登録

読み取り・登録
ストラップ配布

読み取り・登録
ストラップ配布

読み取り・登録
ストラップ配布

空港等の職員のタブ
レットで閲覧可能

宮古空港

下地島空港

職員配置図 JTAドーム施設内 (JHTC) (一案)

訓練用

凡例

- 職 員
- 避 難 者
- 出 発 地 点
- 到 着 地 点

空港保安検査の混雑状況を確認し、定数に満たなくても順次ピストン輸送する。



住民避難登録センター（JHTC）における各役割一覧 JTAドームの一案

担当	人数	役割
①案内係（到着）	2名	JHTC（住民避難登録センター）に到着した避難者を施設に誘導する。（1名×2カ所）
②案内係（施設内）	2名	施設内に入ってきた避難者を「手荷物確認係」へ誘導する。
③手荷物係（確認係）	20名	手荷物が飛行機に持ち込めるかチェックする。（2名×10カ所）
④手荷調整（調整係）	20名	持込禁止物品などについての個別の説明等が必要な場合に調整する。（1名×20カ所）
⑤受付係	10名	事前登録者のQR読み込み及び出力した避難確認書の交付及び未登録者への避難確認書の配布。また、避難に関するお知らせ文を配布し、事前にトイレ等を済ましておく旨連絡する。（1名×10カ所）
⑥住民登録支援係	8名	受付が終了したら住民登録し待機させる。 住民登録が終わったら「航空機座席登録エリア」へ移動させる。
⑦登録統制係	1名	スポットの何番の何便目など、登録機体の指示出し。 座席登録係の統制
⑧座席登録係（A）	6名	Bから避難者番号を聞き取り、避難者の態様を確認のうえシステムプログラムから搭乗予定便の座席に割振り。割り振った情報をBに伝達。
⑧座席登録係（B）	6名	避難者から避難確認書を受け取り、Aに避難者番号を伝え、A係が割り振った搭乗予定便・座席・グループを避難確認書に記入する。
⑨登録情報配信係	1名	座席登録が完了した機体のデータをCSV化し、各航空会社にメール送信
⑩読み取り・登録・ストラップ配布係	4名	レーン別にストラップを配布する。（搭乗口別に色を分ける必要があるか要件等）
⑪案内係（バス出発）	2名	宮古空港へ出発するバス乗車の案内。（1名×2カ所）
⑫バス出発調整係	3名	空港保安検査の混雑状況を確認し、バスの出発を調整。（1名×2カ所）
⑬会場整理係	4名	施設内の会場の整理の実施。（2名×2カ所）
⑭周辺整理係	6名	施設周辺の整理
⑮救護係	10名	体調不良者対応
⑯現地対策本部	各機関数名	対策本部、各現地対策本部との調整
⑰周辺整理係	6名	施設周辺の整理
⑱バス誘導係（バス出発）	6名	施設外の整理の実施（2名×3カ所）

交通規制について(案)



個別検討会での意見等

- ▶ 交通規制は日常生活を維持しつつの避難となるため、空港前の主要路のみとする。
- ▶ 一時集合場所については、状況に応じ規制を行う。
- ▶ 島内輸送経路における県道など主要道路については、状況に応じ、交通規制や警察車両による誘導を行う。
- ▶ 状況によって、警察官が交通規制に対応できない場合は役場職員や消防団での対応も要検討
→警察としてどの程度対応可能なのか。本島からの応援も含めてどのような対応になるのか。
- ▶ 一般車両は規制するが、通行させる車両（バス、福祉車両など）の区分方法、特殊標章等について要検討



交通規制について（規制箇所 人員配置等）

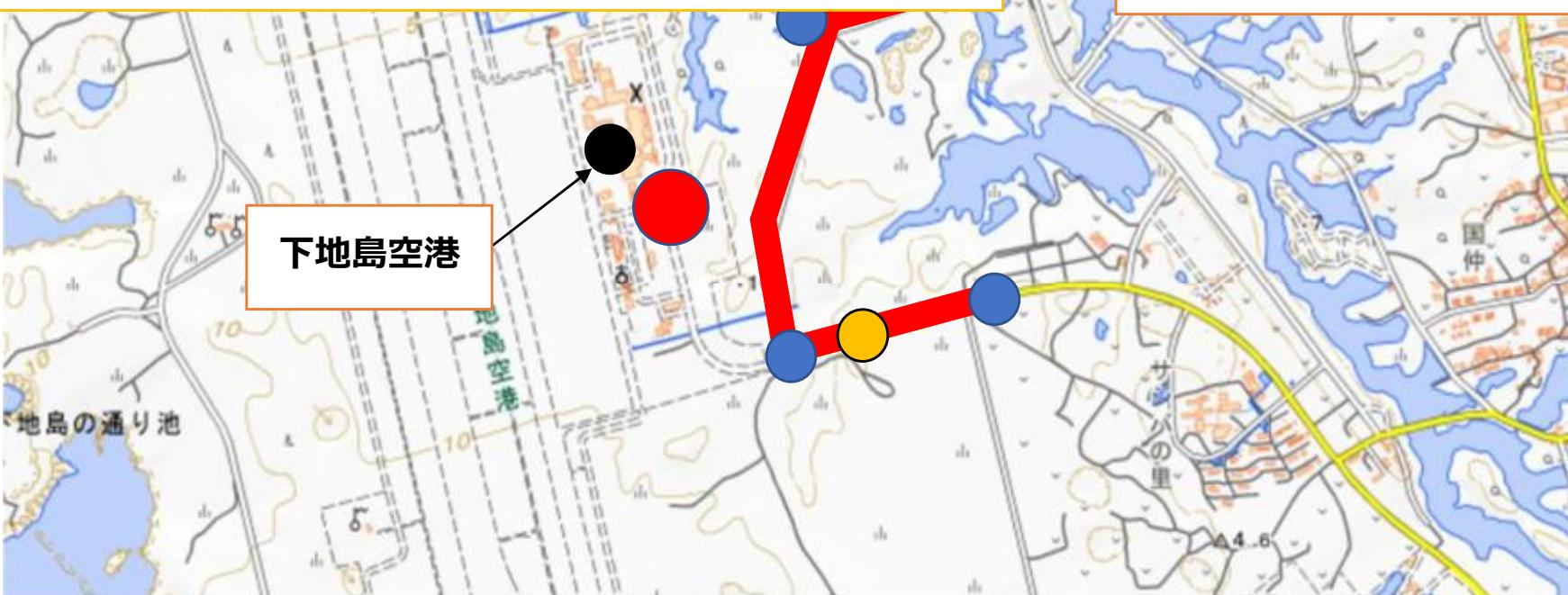
住民避難を実施する際の拠点施設である一時集合場所、住民避難登録センター、JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場、宮古空港、下地島空港及び平良港について、施設及び施設周辺の必要箇所に警察官を配置して交通規制や混乱防止の措置を実施する。

避難後の島内巡回体制について

住民避難が進捗中は24時間態勢で要避難地域（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項第1号）の巡回パトロールを行う。全ての住民が避難を完了し、市職員やライフライン関係者が避難を実施する最終段階となった場合は巡回パトロールを終了することを考えている。

汎用

- 宮古空港混乱防止
- 宮古空港交通規制・誘導
- 宮古空港交通規制・誘導（パトカー巡回）
- ★ 住民避難登録センター（JTAドーム）混乱防止
- ★ 住民避難登録センターJTAドーム交通規制・誘導



交通規制について（規制箇所 人員配置等）

住民避難を実施する際の拠点施設である一時集合場所、住民避難登録センター、JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場、宮古空港、下地島空港及び平良港について、施設及び施設周辺の必要箇所に警察官を配置して交通規制や混乱防止の措置を実施する。

避難後の島内巡回体制について

住民避難が進捗中は24時間態勢で要避難地域（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項第1号）の巡回パトロールを行う。全ての住民が避難を完了し、市職員やライフライン関係者が避難を実施する最終段階となった場合は巡回パトロールを終了することを考えている。

汎用

警察官配置

- 平良港ターミナル混乱防止
- 平良港湾周辺交通規制



交通規制について (規制箇所 人員配置等)

住民避難を実施する際の拠点施設である一時集合場所、住民避難登録センター、JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場、宮古空港、下地島空港及び平良港について、施設及び施設周辺の必要箇所に警察官を配置して交通規制や混乱防止の措置を実施する。

避難後の島内巡回体制について

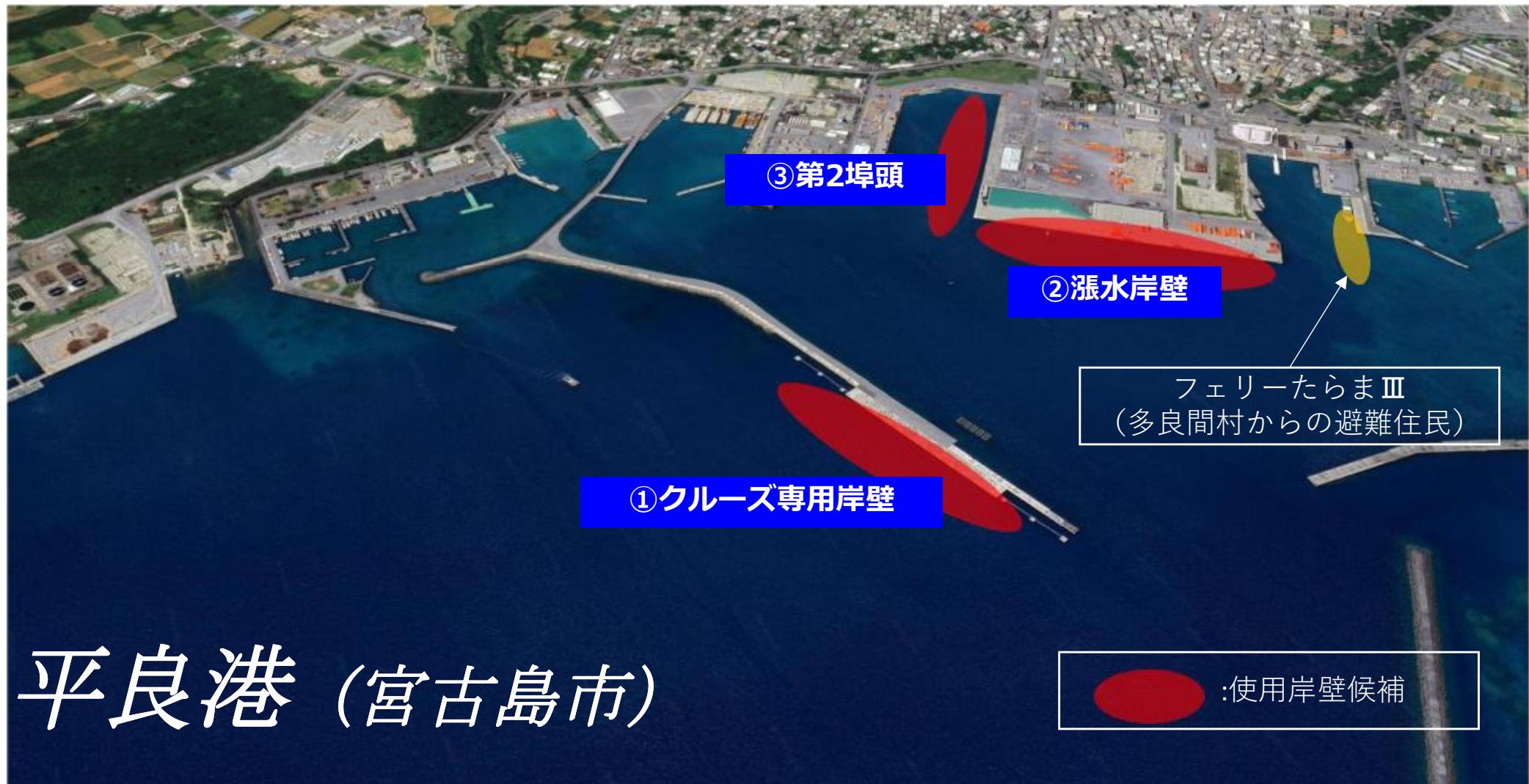
住民避難が進捗中は24時間態勢で要避難地域（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項第1号）の巡回パトロールを行う。全ての住民が避難を完了し、市職員やライフライン関係者が避難を実施する最終段階となった場合は巡回パトロールを終了することを考えている。



船舶避難における避難誘導について(案)

候補船舶が使用する岸壁の抽出等

- ① 【クルーズ専用岸壁】 岸壁前面は大型車両の転回場所等のスペースが確保されており、数多くの車両を同時に岸壁まで移動できる。
- ② 【張水岸壁】 岸壁前面は、他の岸壁に比べ広いため大型車両が利用しやすく、船舶への誘導が容易である。
- ③ 【第2埠頭】 岸壁へのアクセスが容易で、大型車両も比較的利用しやすい。



クルーズ専用岸壁における候補船舶に乗船するまでの避難誘導パターンの整理

【護送 1・護送 2】

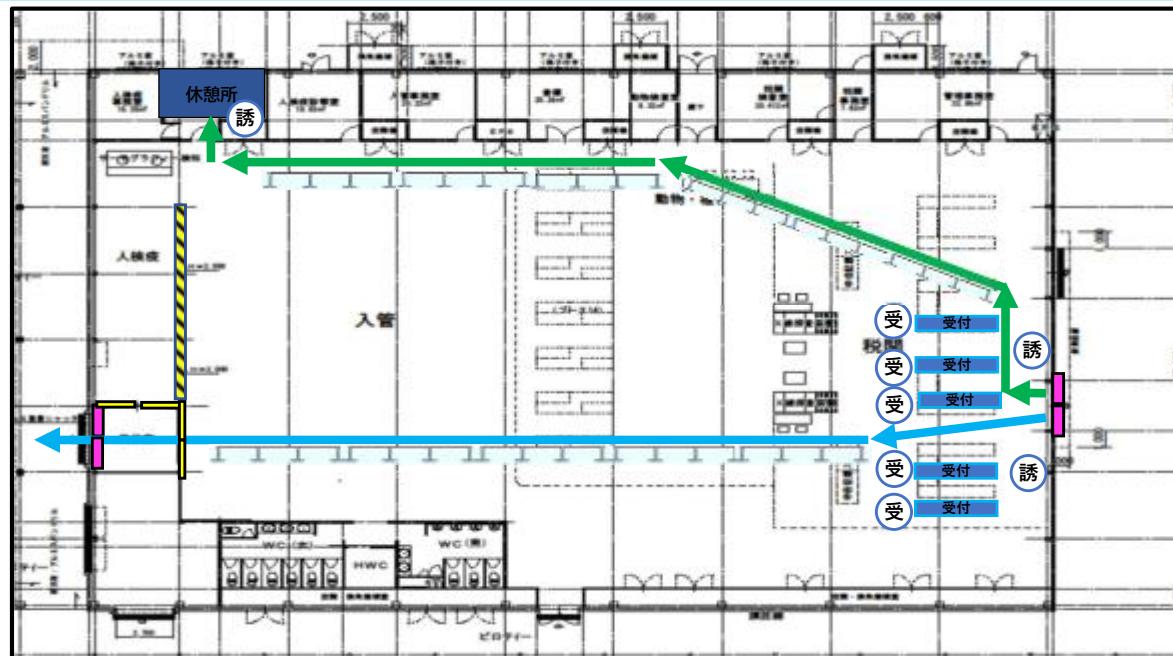
- ・家族、医療スタッフ等とCIQ施設の駐車場まで車両で移動し、駐車場に駐車。※駐車スペース、車両の放置について要検討
- ・駐車後は、家族、医療スタッフの介助により車椅子でCIQ施設に移動。
- ・受付で、避難者登録（港版JHTCにおいて、手荷物検査、座席登録は不用※要検討）
- ・登録後は基本的にそのまま船舶に車で移動。船舶までの移動車両については要検討（体調不良、医療行為などが必要な場合は休憩所で対応）

【担送 1・担送 2】

- ・医療スタッフ等と車両で乗船し、船舶内で住民登録

※担送等の乗船に時間要する為長時間停泊を想定（8時間以上）

※出向時刻間に集中しないように案内などで集合時刻の平準化が必要



実施内容候補
一案



平良港（宮古島市）

張水岸壁における候補船舶に乗船するまでの避難誘導パターンの整理

【護送 1・護送 2】

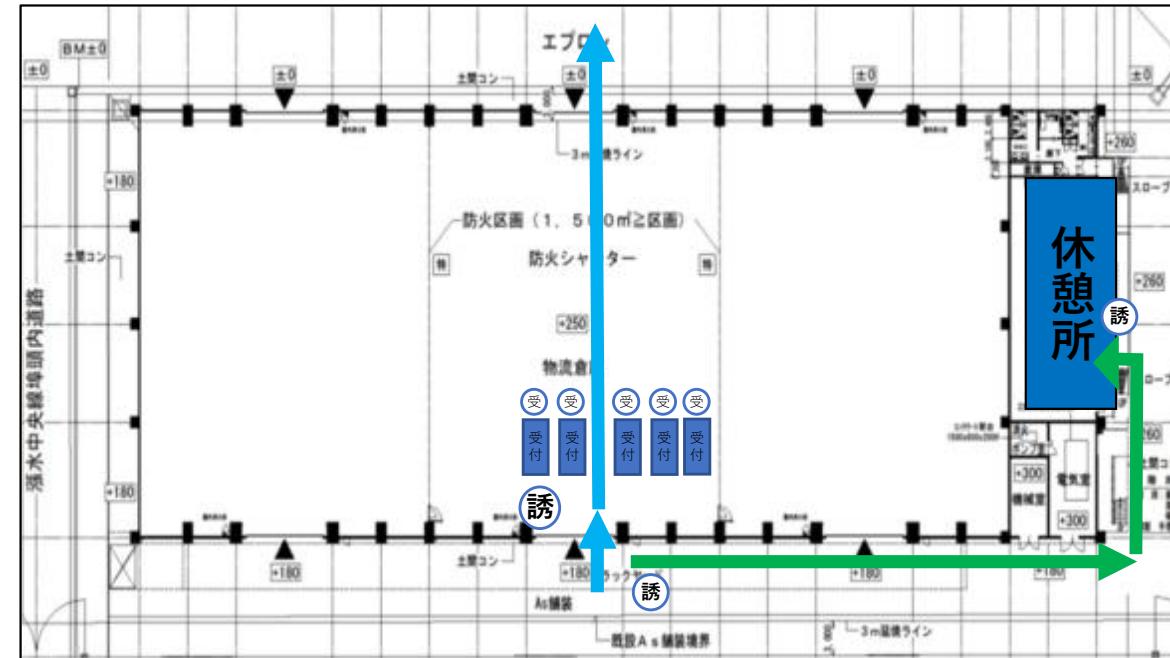
- ・家族、医療スタッフ等と物流センターのトラックヤードまで車両で移動し駐車。※駐車スペース、車両の放置について要検討
- ・駐車後は、家族、医療スタッフの介助により車椅子で物流センターに移動。
- ・受付で、避難者登録（港版JHTCにおいて、手荷物検査、座席登録は不用※要検討）
- ・登録後は基本的にそのまま船舶に車椅子で移動。（体調不良、医療行為などが必要な場合は休憩所で対応）

【担送 1・担送 2】

- ・医療スタッフ等と車両で乗船し、船舶内で住民登録

※担送等の乗船に時間要する為長時間停泊を想定（8時間以上）

※出向時刻間際に集中しないように案内などで集合時刻の平準化が必要



実施内容候補
一案



宮古島市における在宅要配慮者の人数把握について

【参考】要配慮者の概数把握状況（宮古島市）

訓練用

- 宮古島市における要配慮者の概数は、6,010人

搬送手段⇒		一般旅客機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	6,010	1,869	1,218	2,288	118	322	141	54	
在宅療養	4,834	1,718	1,119	1,648	64	242	24	19	
高齢者・要介護者	2,421	60	620	1,496	19	210	13	3	
身体障害者	387	90	151	94	6	27	8	11	
知的障害者	123	7	65	38	2	5	1	5	
精神障害者	997	840	118		37		2		
外来人工透析	187	187							
在宅酸素患者	106		106						
在宅人工呼吸器患者	20			20					
妊産婦	593	534	59						
福祉施設	659	118	62	413	15	32	5	14	
高齢者施設入所者	507	31	62	358	15	22	5	14	
障害者施設入所者	152	87		55		10			
病院	517	33	37	227	39	48	112	21	
病院入院患者	517	33	37	227	39	48	112	21	

宮古島市における在宅要配慮者の搬送方法について(案)

代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩1A	搬送手段
<p>【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素 (酸素ボンベ携行) 世帯状況：単独世帯 障害等級：身体障害（呼吸器機能障害）3級 ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与 要介護認定：なし 疾病情報：COPD（慢性閉塞性肺疾患）、キャリーによる酸素ボンベ携行（酸素流量 2 L/分）</p>	独歩1A	航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・在宅酸素療法を受けているため、階段、長距離歩行が困難な場合が想定される。
- ・機内持ち込み可能な酸素ボンベの仕様がエアラインによって異なるため要確認。（申請書が必要）
- ・航空旅行に支障がなく、同伴が不要な旨の記載がある診断書が必要。

■ 【想定する経路】

- ・上野地区(自宅) → 一時集合場所(上野中学校) → JHTC(JTAドーム)
 → 宮古空港 → 鹿児島空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・自宅から一時集合場所(上野中学校)へは、徒歩、自家用車
- ・一時集合場所からJHTC(JTAドーム)は、市で確保した大型バス
- ・JHTCから宮古空港は、市で確保した大型バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

- ・原則不要
 (必要な場合は同じ便に搭乗する行政職員または一般避難者(家族含む))

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送1A	搬送手段
<p>【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす（電動・個人用） 世帯状況：独居。 ADL：歩行以外は基本的に自立。 要介護認定：なし</p> <p>障害等級：身体障害（肢体）1級 疾病情報：交通外傷による両下肢切断</p>		航空機

■【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・航空機での座席移動時や緊急脱出時に援助が必要。搭乗標準人数の設定あり
- ・車いすの仕様について搭載可否確認が事前に必要。また、車いす預入手続きにかかる時間を考慮した避難誘導スケジュール調整が必要。
- ・付添者の同伴が必要。
- ・JHTC(JTAドーム)における手続きは代理可とする。

■【想定する経路】

- ・下地小学校区(自宅) → JHTC(JTAドーム) → 宮古空港 → 鹿児島空港

■【想定する搬送(輸送)手段】

- ・自宅から市で確保した福祉車両、介護タクシーでJHTC(JTAドーム)を経由し宮古空港へ送迎

■【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方	付添支援者
在宅 … 家族等または介護関係職	【島内搬送】 家族等または介護関係職:1名
入所者 … 福祉・介護従事者	
入院患者 … 医師、看護師または医師が認めた者	※島外搬送アセット内における付添支援者の配置については、別途検討



代表事例（訓練・検討上の想定）	担送1A	搬送手段
<p>【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺） 世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 要介護認定：要介護認定4（障害高齢者の生活自立度：C1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）</p>	<p>障害等級：身体障害2級（腎機能障害） 疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）</p>	船舶



■【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・長時間座位を保持できず担架搬送が必要。
- ・医療は必須ではないが、日常生活の介護が必要。
- ・付添者の同伴が必要。
- ・透析スケジュールに応じた搬送スケジュール調整が必要。

■【想定する経路】

※（医療機関・かかりつけ医等による事前診断）

城辺小学校区（自宅）→平良港→那覇港→鹿児島港

※医療機関（かかりつけ医等）の訪問診療により輸送の判断を行う。

※避難受付等については、要配慮者の負担を考慮し、代理申請による受付を可とした上で住民避難登録センターを経由しないものとする。

■【想定する搬送（輸送）手段】

- ・自宅から平良港へは、市で確保した福祉車両等

■【搬送時の付添い人員等の整理】

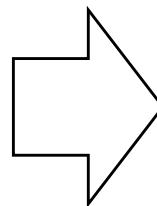
基本的な考え方	付添支援者
<p>・家族等または福祉・介護従事者</p>	<p>【島内搬送】 家族等または福祉・介護従事者：○名</p> <p>※島外搬送アセット内における付添支援者の配置については、別途検討</p>

職員等配置の考え方について(案)

職員配置の方針

- ▶ 市国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防職員や警察官等は、島外からの応援が必要となるため、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

宮古島市職員数		R5.9.1時点
企画政策部	33	
観光商工スポーツ部	22	
産業振興局	6	
総務部	70	
福祉部	53	
こども家庭局	84	
市民生活部	67	
環境衛生局	26	
農林水産部	53	
建設部	49	
会計課	8	
水道部	33	
教育委員会	83	
消防本部	82	
議会事務局	6	
選挙管理委員会事務局	3	
監査委員事務局	3	
農業委員会事務局	7	
合計	688	



市国民保護対策本部	
対策本部長	市長
対策本部副本部長	副市長、教育長
総括情報部	38
総務対策部	49
企画政策対策部	25
観光商工対策部	22
福祉対策部	136
生活環境対策部	86
農林水産対策部	53
建設対策部	49
教育対策部	51
生涯学習対策部	32
消防対策部	82
上下水道対策部	40
支援対策部	25
合計	691

《その他関係者》

- ・消防団：159名（うち、54名市役所職員）
- ・警察官：99名（宮古警察署）

※会計年度職員・学校職員は含まない。

【宮古島市】住民避難に係る職員等配置（案）～初期配置案～

訓練用

	場 所	市職員	消防団	県警察	他機関	備考
市対策本部	宮古島市役所総合庁舎	1 8	—	—	各 1～2	市以外はリエゾン派遣
一時集合場所	宮古高等学校 外18施設	1 8 0	8 0	—	—	
住民避難登録センター	JTAドーム	1 1 3	—	—	—	誘導・混乱防止
	伊良部多目的屋内運動場	1 0 0	—	—	—	誘導・混乱防止
港・漁港	平良港	1 0	5	—	—	誘導・混乱防止
	島尻漁港	3	5	—	—	誘導
空港	宮古空港	5 0	—	—	—	誘導・混乱防止
	下地島空港	調整中	—	—	—	誘導・混乱防止
交通規制箇所	JTAドーム周辺	1 0	—	—	—	交通規制
	宮古空港周辺		—	—	—	交通規制
	伊良部多目的屋内運動場周辺		—	—	—	交通規制
	下地島空港周辺		—	—	—	交通規制
	平良港湾周辺		—	—	—	交通規制
大型バス		6 2	—	—	—	バス内でのサポート
高齢者福祉施設		2 0	—	—	—	要配慮者の避難に係る調整
広報車	一時集合場所周辺	4	2	—	—	広報車による広報
	合 計	5 7 0	9 0	—		

※他機関 = 海保、自衛隊、ライフライン関係事業者、交通事業者などを想定

平時における主要機関の職員数

R 6年11月現在

	市職員	消防職員	空港職員	警察署	医療関係者	県職員	水道管理	電力関係者	消防団員	給油所関係者	航空・船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	J A関係者	合計
宮古島市	6 8 8	(8 2)	(6)	-	3 5 0	1 8 9	(3 3)	4 1	(1 5 9)	9 5	3 8 6	-	-	-	1 7 4 8

※市職員は会計年度職員、学校職員は含まない。

※消防団員、水道管理（）は、市職員を兼ねる。

※県職員は臨時職員を含まない。県宮古合同庁舎、宮古保健所、農業研究センター、家畜保健衛生所

※医療関係者、警察署はアンケート結果に基づく。

※給油所関係者は、1事業所あたり5名で試算

今回の訓練想定は『武力攻撃予測事態（武力攻撃発生前）における島外避難』であるが、日常生活を維持しつつの避難となるため、上記のような関係機関による連携が重要となる。

【宮古島市】島外避難に係る避難対応者数（試算）

訓練用

- 訓練想定上、全員の島外避難を行うにあたって、避難の対応を行う人員が必要。
- ライフラインの確保・維持や役場機能の維持等も踏まえて避難の初期段階及び最終段階の避難対応者数を試算した。

【宮古島市】島外避難に係る避難対応者数（試算）～避難初期段階～

国民保護に係る試算（島外避難開始時の避難対応者数）

R6年11月現在

	役所職員	消防職員	空港職員	警察署	医療関係者	県職員	水道管理	電力関係者	消防団員	給油所関係者	航空・船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
宮古島市	691	(83)	(6)	—	調整中	調整中	(31)	調整中	(159)	—	158	—	—	—	1629

※消防団員、水道管理（ ）は市職員を兼ねる。

※医療関係者、警察署等は、アンケートの結果に基づくもの。

【宮古島市】島外避難に係る避難対応者数（試算）～避難最終段階～

国民保護に係る試算（島外避難最終段階の避難対応者数）

R6年11月現在

	役所職員	消防職員	空港職員	警察署	医療関係者	県職員	水道管理	電力関係者	消防団員	給油所関係者	航空・船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
宮古島市	92	(83)	(6)	—	—	—	(31)	—	—	—	—	—	—	—	—

※避難の最終段階における職員等の避難：名

ライフライン維持・確保について(案)

ライフラインの確保・維持の考え方

- 全住民の島外避難を目指すなかで、住民が残っている状況では、ライフラインを維持する必要がある。
- 水道の供給には電気の供給が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
- 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。

種別	事業所	担当人数等	対応の概要
電気	沖縄電力 宮古支店	42名	○避難指示が出た場合、避難の最終段階までは電力の供給を維持し、最後の避難住民と一緒に職員も避難するため、電気の供給は停止になる見込み。
ガス	民間事業者 12社	147名	○島内のガスは、プロパンで供給しており、交換作業を現地職員が実施。 ○避難機関（6日程度）が短いため、避難指示の時点で残量の少ない箇所のみ充填で対応。
水道	市水道部	31名	○給水量平均 $24,297\text{m}^3/\text{日}$ 貯水可能量 $80,000\text{t}$ ○非常用発電機の燃料供給が出来れば、給水は継続できる見込み。
通信	NTT西日本 フィールドテクノ フィールドセンタ宮古センタ (設備部門)	13名	○電気の供給が止まれば遮断されるものの、緊急時の対応については検討中

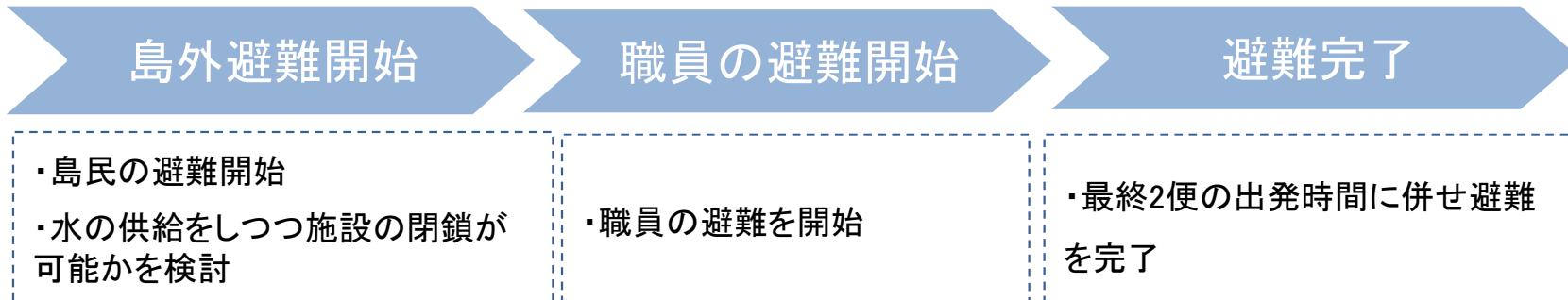
対応の方向性（案）

- 残留住民の有無に関わらず、警察力等の維持のため、必要最低限のライフラインの確保・維持は必要。
 - 水道の供給には電気が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
 - 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。
- ※上記事項を踏まえ、住民の避難の最終段階まではライフラインの維持に努める必要がある。

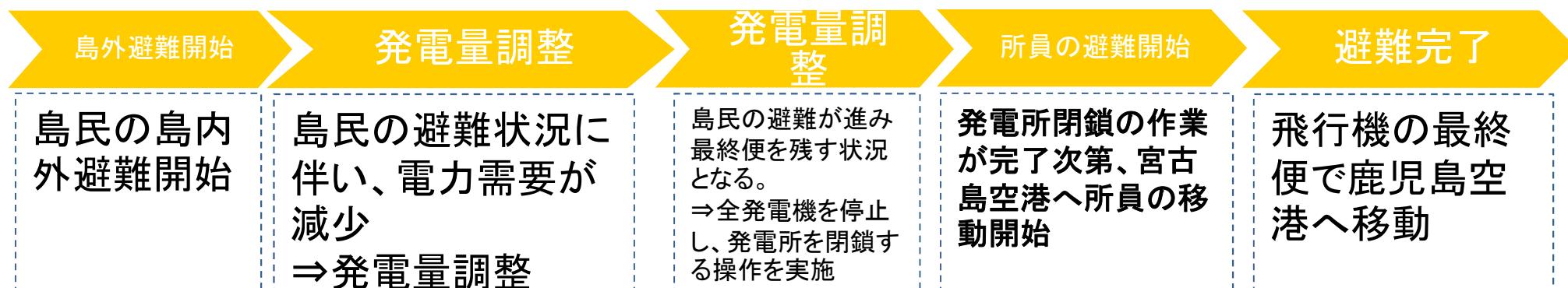
○ 宮古島市水道部の体制について

宮古島市水道部は、水道総務課、水道施設課、水道工務課、袖山浄水場の職員、課長以下31名で、水道行政を実施。

○ 避難完了までの流れ



○ 宮古発電所における避難完了までの流れについて



※全島民避難が前提のため、原則、供給支障事故の復旧作業、個別停電の故障対応は行わない。

※本資料は沖縄県国民避難訓練における一つの当社対応を想定したものであり、確定したものではない。

家畜の取り扱いについて(案)

市内飼養状況 (R5 宮古の農林水産業参照)

- | | | |
|---------|-------|--------------|
| ・牛の農家数 | ：584戸 | ・総頭数：9,714頭 |
| ・豚の農家数 | ：11戸 | ・総頭数：686頭 |
| ・鶏の農家数 | ：5戸 | ・総羽数：31,490羽 |
| ・馬の農家数 | ：6戸 | ・総頭数：57頭 |
| ・山羊の農家数 | ：112戸 | ・総頭数：921頭 |



住民意見等

- 畜産で、牛を養っている中で、規模拡大をしても先行きがわからず、その後の生活が見えない。また、怖くて規模拡大にも踏み切れない。補償について約束してくれれば、安心して生活できる。
- 家畜をしているが牛は置いていってもよいが、代わりの仕事をどうするのか。

現在の対応案

☞国・県の基本的な考え方を踏まえ、課題を整理し、対応を検討する。

検討課題等

- ①住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における畜産農家への周知方法をどうするか。
※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、農家向けパンフレットの作成・配布を行う。
- ②東日本大震災の福島県の例を踏まえると、放れ畜防止の観点が重要であるが、放牧する場合、放牧場敷地外への侵入を防止できるか。
※国及び県の検討状況を注視し、引き続き関係者と調整を図る。
- ③一般的に豚や鶏は、衛生的な観点から別の農場に緊急に移動することのハードルは高いが、移動や受入れの余地はあるか。
(例：豚コレラや鳥インフルエンザ)
- ④島内輸送を行う能力があるか。

ペットの取り扱いについて(案)

現状・課題

- 市では国民保護計画等にペットの避難についての記載はなし。
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難不可
(※最大運航することを目的に貨物室は使用しないことを想定しているため)

現在の対応案

➡ 同行避難する場合は船舶での避難となることを踏まえ、課題を検討

【参考：住民との意見交換におけるご意見】

- ・ペットも家族の一員であるため、置いて避難できないという人もいると思う。
- ・受け入れ先にもこのような議論を行っていることを発信し、受け入れてもらえる環境整備を促進して欲しい。

市内の飼育状況

犬：2,744頭（狂犬病予防接種総登録総数(R6.10/1時点)）

猫：4,427頭 ((一社)ペットフード協会R5全国犬猫飼育実態調査(調査方法Web)

(調査期間：R5.9/29(金)～R5.10/2(月))を基に全国の世帯平均飼育率と頭数で算出)

検討課題等

①ペット同行避難を行う場合の取扱いの検討が必要

※環境省の自然災害時の同行避難ガイドラインの取扱いを念頭に整理する。

※同行避難を認めるペットの範囲を引き続き整理する。

※ケージに入れての避難や飼い主の明示、感染症対策などの一定の基準を整理する。

②ペット同行避難を前提とした受け入れの準備について、避難先の自治体と調整が必要。

③住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における飼い主への周知方法をどうするか。

※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、パンフレットの作成・配布を行う。（右図のような環境省作成のパンフレット等を参考にして国民保護版のパンフレットを作成し配布することも一案）

ペットを飼っている皆さんへ

-災害時のペットとの同行避難について-

災害時、あなたとあなたの大好きなペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受け入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？



- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないよう注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行動）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を
指すものではありません



詳しくは、
「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン「一般飼い主編」
をご覧ください。



令和2年8月発行

出典：環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/poster09_2.pdf

島外避難における島内輸送の考え方について(案)

バス事業者の人員体制、バスのピストン輸送、交通規制、島内避難経路、職員配置など

1. 内容

国民保護法制度や県国民保護意見交換会・検討会における取組状況、自衛隊、海上保安本部の国民保護措置への取組状況について島内バス事業者、船舶事業者（大神海運）へ説明し、認識の共有を行った。

また、本市が担う国民保護措置の重要な役割の一つとなる島内輸送について、昨年度から検討している航空輸送計画に基づく島内輸送計画の実現性や課題の掘り起こしを行った。

2. 参加機関

陸上自衛隊宮古警備隊、宮古島海上保安部警備救難課、島内バス事業者、舶事業者（大神海運）、内閣官房事態室（WEB参加）

3. 検討事項

事前アンケートを実施し、各事業者の輸送体制の現状把握や島内輸送計画の実現性や課題の掘り起こしを実施。

（主な確認事項）

- ・運転士の確保
- ・燃料補給体制
- ・避難者の乗降時間
- ・補助席の使用有無
- ・その他



①運転士の確保

→非常勤運転士も含め召集体制は問題ないが、一部事業者においては保有バス台数分の運転士の確保ができない状況。

②自社運転士以外によるバスの運転について

→現行法令上、乗客を乗せての運行は不可。免許保有者であっても車両特性への慣れが必要。緊急時としての法令の柔軟対応や事前訓練が必要。

③燃料補給体制

→各社最大90リットル補給可能なタンクを保有しており自社で給油。補給は概ね3～10分程度。
安定確保については平良港にある供給元との調整も必要。

④運転士の交代制について

- ・現行法令上は4時間以上の連続運転は不可。1日平均の運転時間は9時間以内。
- ・中越地震の事例では4時間以上の運転事例あり。安全運行を考慮し、バス1台に2名の運転士配置も一案。
- ・宮古島市の場合、片道20分程度の運行であり適度の休憩があれば体調面における支障はない。

⑤避難者の乗降時間

→各10分程度。バスが数台になると利用者が乗るバスが不明確になるので、乗車場所の現地スタッフ等と運転手のコミュニケーションが適切に図れるよう、「乗車マニュアル」等を作成し、訓練が必要。

⑥補助席の使用有無

→乗車時間の短縮、避難者へのサポートを考慮すると使用しない方が望ましい。正シートのみの場合、45～49席。

⑦その他

→・緊急避難に対する「島内事業者の行動マニュアル」を作成し、適宜、訓練や情報交換を実施することが重要。

- ・緊急時であり、人命を最優先し24時間体制も考慮すべき。
- ・島内の大型二種免許所持者のリストアップ
- ・迅速な情報共有（概ね10日前）

バス運転者の労働時間等（令和6年4月適用）※厚生労働省HP参照

○1日の拘束時間：13時間以内（上限15時間、14時間越は週3回までが目安）

○1日の休息期間：継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない

○運転時間：2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：40時間以内

○連続運転時間：4時間以内（運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上）

※特例 2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合）

宮古空港運用時間 08:00～21:00（計12時間）

下地島空港運用時間 08:00～19:30（計10時間半）



○1区間あたり2名の運転手による交代制とし、4時間勤務を目処に休息時間を確保。

○2人乗務による休憩時間、安全性の確保も一案（島内バス事業提案）

○検討している島内輸送計画でのピストン輸送では、連続運転時間は問題なし

例）連続運転時間 一時集合場所→住民避難登録センター（JTAドーム等）

片道約10～30分 住民避難登録センター（JTAドーム等）→空港 片道約5分

※ピストン輸送に基づく運転中断時間は概ね10～30分

島内輸送機関からの意見

人命優先を考慮し、労働時間延長に基づく輸送計画の検討も必要との意見あり。

1.内容

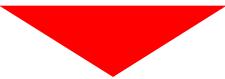
前回から検討している航空輸送計画に基づく島内輸送計画を燃料供給事業者へ説明するとともに、バスへの燃料供給についての検討事項や事業者側の緊急時の供給体制を確認した。

2.確認事項

各事業者の燃料供給体制の現状把握や島内輸送計画の実現性や課題の掘り起こしを実施。

(主な確認事項)

- ・緊急時の供給体制（電源確保の有無、人員体制など）
- ・緊急時の給油体制（中核SS、住民SS）
- ・緊急車両（バス等を含む）への優先供給
- ・バス等への給油時間の短縮（給油所外での給油）



○中核SSにおけるバス等への優先供給体制の確認及び認識共有

○住民SSの把握

○タンクローリーによる住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部屋外運動場）での燃料供給 →供給時間の短縮

（参考）タンクローリー1台の補給量 4,000リットル 観光バス1台あたり 約200～450リットル（燃費 1ℓあたり2～5km）

タンクローリー1台でバス約10台分供給可能

※現行、消防法では不可のため、緊急時における柔軟な対応として要協議

市内バス事業者等	乗合	貸切			特定	運転士数	備考
		大型	中型	小型			
八千代バス・タクシー	2	17	—	—	—	25	
宮古協栄バス	13	12	1	1	—	16	
共和バス	5	—	—	—	—	5	
Azリゾートサービス	—	2	—	2	—	4	
中央交通	—	17	1	—	—	9	大型1台はバス（オープントップ）
京禾観光	—	6	—	—	—	6	
宮古島観光バス	—	4	—	—	—	4	
OK観光	—	5	2	—	—	4	
合 計	20	63	4	3	—	73	

乗合：定期路線で運行されるバス

貸切：貸切により不定期路線で運行されるバス

特定：養護施設等で運行されるバス

大型バス：車長9m以上で定員50人以上の車両

中型バス：車長7~9mの間で定員30~49人の車両

小型バス：車長7m以下で定員29人以下の車両

対応の方向性（案）

- ▶現行計画の実行にあたり、バスの台数は支障なし。
- ▶運転士については、コロナ過の中で運転士の確保は難しくなってきており、次の内容について具体化が必要。
 - 交代制
 - 自事業所以外の運転士による運行
- ▶大型2種免許保有者の把握

島内輸送協定について

1. 協定概要

大規模災害、国民保護事案等により住民等の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある場合におけるバスや船舶による人的・物的輸送を行う。

協定締結により平時から連携を構築し、大規模災害時や国民保護事案が発生した際に迅速に対応できる体制を構築する。

2. 協定詳細

○避難者やボランティアなどの人的輸送、物資の輸送

〔大神海運〕 大神島→宮古本島間の人的・物的輸送

【バス事業者】 島内における人的・物的輸送

○連携強化

平時から担当者、連絡先、輸送能力（バス保有台数、運転手在籍数）の把握を行い、連携強化を図る。

3. 締結先（6団体、10事業者）

No	事業者名
1	Azリゾートサービス株式会社
2	株式会社大神海運
3	沖縄県バス協会
4	(資) 宮古協栄バス (沖縄県バス協会)
5	株式会社八千代バス・タクシー (沖縄県バス協会)
6	中央交通株式会社 (沖縄県バス協会)
7	(資) 共和バス (沖縄県バス協会)
8	京禾観光株式会社
9	株式会社宮古島観光バス
10	株式会社OK観光宮古島営業所



宮古毎日新聞社

宮古島市住民意見交換会の結果

実施期間:令和7年10月28日(火)～11月1日(土)

実施場所:宮古島市役所総合庁舎1Fロビー

オープンハウス型



概要

- ・国民保護計画、沖縄県国民保護共同訓練等の説明パネルを展示し、参加者が自由に閲覧可能
- ・巡回する担当者と質疑応答及びアンケートを実施予定
- ・参加者は限定せず、開催期間中はいつでも参加可能

特徴

- ・多くの方に同じ情報を提供することが可能
- ・フェイス・トゥ・フェイスで伝える機会を提供できるため、きめ細やかな情報提供が可能
- ・参加する時間内に巡回する担当者と自由に対話することが可能
- ※来場者の意見に耳を傾け、意見を集約し住民意見交換会(教室型)で、市・県・国において回答することで、住民の方の不安や疑問の解消を図ることが可能

来場者数

1日目	62人
2日目	70人
3日目	60人
4日目	74人
5日目	20人
合計	286人



当日の様子



開催案内(宮古島市HP)

アンケート結果

■性別

男性:72人 女性:64人 無回答:2人

■年齢

10代:2人 20代:10人 30代:16人 40代:39人 50代:35人

60代:20人 70代:10人 80代以上:3人 無回答:3人

■職業

農林水産業:5人 建設業:1人 サービス業:3人 自営業:10人 医療・福祉事業:11人

公務員:65人 無職:13人 学生:3人 その他:27人

■本イベントに参加したきっかけ

役所に来たらたまたまやっていた:46人

国民保護に关心があった:28人

友人に誘われた:13人

全島避難について知りたいと思った:44人

その他:7人(新聞掲載がきっかけ、職場内の声掛けにより参加、等々)

アンケート結果

■意見交換会の感想について(国民保護法や宮古島市国民保護計画について)

非常に分かりやすかった:37人

分かりやすかった:61人

普通:33人

やや分かりにくかった:4人

分かりにくかった:1人

無回答:2人

■沖縄県国民保護検討会で検討中の「全島避難」について

【気になることで意見の多かったもの。3つまで選択可】

家や土地などの財産の補償(69件…50%)

衣食住(56件…41%)

生活費(56件…41%)

避難期間(どれくらい避難するのかなど)(38件…28%)

避難の単位(親族と離れることなど)(30件…22%)

子どもたちの学業・就学(29件…21%)

6日程度で全島民が避難できるのか?(27件…20%)

【気になること】選択リスト

家や土地などの財産の補償

家畜

ペット

必ず避難しなければならないのか?

6日程度で全島民が避難できるのか?

避難期間(どれくらい避難するのかなど)

輸送手段(島内の輸送手段、島外への輸送手段など)

避難の単位(親族と離れることなど)

衣食住

生活費

子どもたちの学業・就学

仕事

病院福祉サービス

避難先の土地に馴染めるか

行政機能の維持

個人情報の取り扱い

避難時の防犯対応

避難後の島の様子

伝統文化・風習の継承

アンケート及び聞き取りの内容 ①

■自由意見【オープンハウス型意見交換会に対する意見】

- ・計画を全て決める前にこうして話を広めながら聞いていこうというのはいいことだと思う。自分の意見が言えたのが良かった。
- ・有事の際の想定をして頂いてとてもありがとうございます。
- ・内地の出身なので、今まで離島の避難について考えたことがなかった。沖縄本島でもあまりそういう話を聞く機会はなかったように思う。とても興味深かったです。
- ・国民保護について、国県市町村の役割が明確に示されていて、パネルの説明がわかりやすかったです。
- ・全島避難に関する計画の概要を確認できたのでよかったです。
- ・基本的な情報も分からなかったのでありがたかったです。なかなか能動的に情報を取りに行かないで、行政側から発信していただけることは助かります。
- ・分かりにくくても、職員に聞けるのは凄くいいと思いました。声掛けやすい職員で、丁寧な説明で良かったです！
- ・市民の意見を丁寧に汲み取り、今後の計画に活かせて頂けると感じました。
- ・保護計画のことを全く知らなかったので、理解し考えるきっかけになった。
- ・住民に周知するためにもこの様なイベントは大切だと思います。
- ・パネルが見やすかったです。どこに避難したらいいかも分かり易かったです。説明も聞けて安心しました。
- ・ニュースで国民保護について聞くことが多かったけどよく分からなかったので、今回のパネルと説明を聞いて理解が前より理解が深まったと思います。
- ・国民保護のことを真剣に考える良いきっかけになったと思います。「自分ごと」として考えるきっかけになった。
- ・多くの市民への周知が必要だと思う。また、実効性あるものにするためには訓練が不可欠だと感じました。
- ・詳しい内容がわかりやすく解説してあってよかったです。より多くの人に知ってもらうために定期的に開催していただきたいです。
- ・有事は起きないに越したことはないが、起きてから準備をしたり調べても遅いと思うので、有事の際に自分がすべきことや避難方法などを覚えておくようにしたいと感じた。
- ・このような大切な事に気軽にわかりやすく触れる機会を設けて頂きありがとうございます。家族と共有したいと思います。
- ・住民保護や避難について説明等はわかりましたが、スムーズに行くかどうかに不安が残る。
- ・計画も大事で備えは必要だとは理解しているが、戦争に向かっているようで怖いです。
- ・学生でもわかりやすいように、工夫されていてより良いと思いました。
- ・センセーショナルな報道と、住民感情に挟まれて、防災担当は大変苦悩されていると思います。なにもないにこしたことはないので、平和を祈ります
- ・計画が計画のままで済みますようにと思います。
- ・役所の人とか、役割を持った人は本当に大変だと思うが、しっかり頑張って欲しい。
- ・島に残りたいという人がいると聞くが、その場合、残していく家の防犯面が心配。ちゃんと全島避難にしてほしい。
- ・いざという時を考えて訓練はしておいたほうがよい。訓練をしたから戦争になるということではない。してなくても戦争になるときはなる。その時に少しでもましなように訓練はしておくべき。

アンケート及び聞き取りの内容 ②

■自由意見【オープンハウス型意見交換会に対する意見】

- ・住宅ローンや家賃は避難中も払い続けなければいけないか。
- ・ペット、家畜、家、仕事の補償、ローンの補償、気になることはいくらでもある
- ・上野は自衛隊があるから、一番にねらわれると考えている。でも、青年会のメンバーは個人事業主がほとんどで、何の補償もないまま避難しろと言われてもできない意見がほとんど。借入して事業しているのに補償はどうなる。避難したら保有資産額に応じた補償をしてくれるのか。ローンを国が肩代わりをしてくれるとか、そこまで約束がないと宮古からはでられない。
- ・補償の問題が一番気になっている。1ヶ月では済まないだろうし、営業補償、家、家畜、畠、いろんなものが犠牲になる。先の戦争の戦後補償も民間についてはほとんど無くて、補償されたのは軍人軍属だけ。市長には市民の生命・財産を守る立場として「補償できないなら絶対戦争はするな！」と国に言って欲しい。
- ・1ヶ月程度の避難となっているが、それ以上になった場合の仕事等の補償はどうなるのか。
- ・避難の期間によって変わってくると思うが、やっぱり家や土地が気になる。戻れない場合とか、残りの人生をどうすごすのか、生活していくのかなど。
- ・島全体が戦場になってしまった時、帰ってこられるのか。戻った後の復興が気になる
- ・国民保護法において、復旧復興は事後に法制化することになっており、帰島および復旧復興が確約されていない法制度の下で避難することについての説明が国に不足している。
- ・国民保護法は国会で法として成立はしているが、平和を希求する憲法と相反しており違法である。
- ・国民保護法は「生命・身体・財産を保護し」とうたっているのに、その財産を捨てて逃げろというはどういうことか。
- ・定が甘い。全くあってない。実際に中国で聞いた話は、台風の際に海上封鎖して、先島に食糧が入らないようにし、餓死直前に中国が食糧を配る。そのことで人民を中国側につかせる。これが中国がもっている一つの想定。
- ・台湾有事の際、沖縄本島も米軍基地が存在し危険区域に入ると思います どうして沖縄本島は屋内避難ですか 教えてください。
- ・市勢として逃げるということがおかしい。私たちには定住権がある。逃げなくていい政策をやるべき。
- ・市長としては、計画を作ることではなく、計画が必要のないようどうしていくのかが責任ではないか。
- ・何があっても皆さんを守ります、と市長が言わないと。国から言わされたから逃げましょう、は市長としていかがなものか。
- ・国がどう言おうと、市として住民を守るという視点で計画を見直すべき。市職員は安易に国のいいなりになってはいけない。しっかり考えて仕事をしなさい。
- ・地方自治体は主権がある。国に100%従わなきゃいけないわけじゃないのに、なぜ沖縄全体が、国のいうとおりにこんな計画を進めているのか。
- ・予測事態認定の判断は可能なのか？認定して避難中安全とは限らないのではないか。
- ・事態認定前の避難は可能か。事態認定前の避難となった場合、空港の混乱も予測される。市としては、事態認定後の避難と認定前の避難を推奨するのか。
- ・6日間あるというが、物理的に絶対無理だと思う。逃げられない
- ・検討中が多いが、いつまでに、どこをゴールとして、という工程表、見通しを示して欲しい。

■自由意見(一部抜粋)

シンポジウム型意見交換に向けて見解をまとめる必要があると思われたご意見

避難後の生活に関する不安 (補償含む)

- ・避難先での、**その後の生活**はどうなるのかなど、まだまだ決まっていない？知られてない？**分からぬことが多いので不安**に感じました。
- ・今の**生活が維持できるかの不安**。島に残っても生活できないので、**行き先でしっかり対応してほしい**。
- ・生活がかかってるので、**必要最低限の補償**はしてほしい。
- ・移住場所での**仕事が心配**です、生活する上で絶対に**お金が必要**になるから
- ・持てる荷物の量も決まっている中で、**避難先で不便を感じることがないのか**が心配。
- ・同居している**家族と離れて避難する**のは心配です。また、**避難先での生活や自身の財産**がどうなるのか気になります。
- ・避難先での生活がどのようなものになるのか気になる。**事前に何を準備しておく**といつか知りたい。
- ・避難先での生活(**家族との暮らしや生活費など**)がどうなるか**不安**にはなります。
- ・避難先で**生活の保障**がされていなかったり、**避難前の土地の財産の補償がない**と**避難に難色を示す**方もいらっしゃるかと思うので、知りたいと思いました。
- ・**家や土地などの財産の補償**はどれくらいもらえるのか？長引いた場合の仕事は？預金が引き出せるか？

避難方法手続きの懸念

- ・避難の流れで集合場所や登録センターに行かず、**直接個人で空港に移動しても手続き出来るように**してほしい。
- ・実家が九州以外の内地の場合はそちらに避難しても住民登録等に問題はなく大丈夫なのか。
- ・全島避難警報発出から島外出発までの時間の想定があると心構えできると思います。
- ・避難が決まってから、**全員の避難が完了できる時間的な余裕があるのか**が気になる。
- ・輸送コスト、輸送手段等を考えた場合、現実的でないような気がする。
- ・沖縄本島や内地の親戚の所にも避難できる計画だといいと思う。
- ・何もわからない土地に行くより、**親戚がいる内地に子供たちを先に避難させたい**し、自分も後からそこに行きたい。**その場合の金銭的な補助も入れてほしい**。

医療・要配慮者への対応

- ・高齢の両親を避難させる際の**懸念事項**が考えられる。
- ・避難先での**仕事や保育園、全て含めて明確にすべき**だと思います。私の父は特定指定難病という治らない持病持っております、大きい病院でしか対応が出来ない病気のため、**大きい病院に行く際の紹介状は？病気の連携は？**持病もちの方は命に関わることなので1番困るのではないか？と感じました。
- ・一人一人**症状や状態・重症度**も違う。身体は異常なく独歩可でも、行動障がいがある精神や発達障がい者が**スムーズに移動できるか不安**。移動先でのケアもスムーズに受けられるか。施設やグループホームの職員ごと避難先に移動しないと厳しいと思う。
- ・子の病気もあるので、医療機関にどのようにつなげれるのか。

避難時の持参物 ペットの避難

- ・いざ**避難する時に、何を持っていけばいいのか**、これは持つていかなくても大丈夫とか、そういうところが知りたいです。
- ・**避難時に最低限必要なもの**を知りたい。
- ・大きめのスーツケースなどだと持ち込みを断られ半分捨てたりすることになるんでしょうか？
- ・犬は置いていかないといけないですかね？

情報共有の課題

- ・高齢者や子供でも分かりやすい冊子の作成が必要だと感じた。
- ・学校区ごとの**個人情報の提供**や**要配慮者の個人情報の提供**が必要となり、行政の各担当課との情報提供等の個人情報保護法が大きな壁となるため、**緊急時のための個人情報保護法の改正**が必要だと感じました。
- ・あまりにも壮大な計画で現実感がしません。**具体的な計画**がもっと**市民に伝わる必要**があります。
- ・自治会内でも(公民館等)行ってほしい。障がい施設や老人施設等にも実施してください。